

春日部市分別収集計画 (第十期)

令和4年6月作成

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第 6項に規定する主務省令で定める物の見込み算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等を生み出してきた。本市においても、廃棄物処理をめぐる情勢は厳しく、最終処分場を確保することが困難になってきており、市民の快適な生活環境を守るためにも、これまでの社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

さらに、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月1日に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画のとおり、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、本市の一般廃棄物処理基本理念である『気づきから行動へ みんなでつくる 循環型のまち』の形成に寄与するものとする。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向を以下に示す。

『気づきから行動へ みんなでつくる 循環型のまち』を基本理念に、市民・事業者・行政の協働による、3Rを推進し、環境への負荷を低減する循環型社会の実現を目指し、容器包装廃棄物の適正処理を実現する。

- ＜基本方針 1＞ ごみの発生抑制・再使用の推進
- ＜基本方針 2＞ 資源化の推進
- ＜基本方針 3＞ 安全かつ適正な処理事業の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

紙製容器包装については、雑誌・チラシ類と同じ区分で収集し、容器包装廃棄物の対象としない。

また、プラスチック資源循環法が施行されたことを鑑み、プラスチック製容器包装等の分別収集については、収集運搬効率及び市民への適正なサービス提供並びに再商品化技術の動向を考慮し、今後検討することとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	11,921	11,851	11,814	11,812	11,845

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 各種媒体による情報提供

- ① 「ゴミニケーションカレンダー」を作成・配布し、分別排出の方法や各種ごみ情報を市民に提供する。
- ② 市広報紙、市公式ホームページの活用し、排出抑制策の実施及びイベント等に関する事項を随時掲載するとともに、ごみ処理の最新情報を提供し啓発に努める。

(2) 環境教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、ごみ処理施設の見学会などを活用し、市民、事業者に対して、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供する。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

① クリーンかすかべ推進員制度

研修会等を実施し、廃棄物の適正処理及び資源化並びに再利用の周知・啓発を行い、市と市民のパイプ役として地域での主体的・実践的な活動の強化を図る。

② 親子ごみ処理・リサイクル施設見学会

夏休み期間中、親子によるリサイクル施設見学等を通して、家庭でのごみの減量化・資源化の意識を高め環境教育の推進を図る。

(3) 容器包装廃棄物の発生抑制

- ① 事業者や市民への再使用に係る情報提供や、事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り、量り売りの促進、詰め替え商品の利用促進などにより容器包装廃棄物の減量化を推進する。
- ② 3M（マイバッグ・マイボトル・マイはし）運動を、市民の誰もが気軽に実践できるごみ減量化策として推奨する。

(4) 資源回収の推進

① 集団資源回収の支援

地域住民等で組織する集団が実施する資源回収に対して、奨励金を交付することにより、ごみの減量化・資源化及び市民のリサイクル意識の高揚を図る。

② 拠点回収の拡充

できるだけ多くの市民に協力を求めるため、多層的なリサイクルシステムの実現に向け、事業者に協力を求め、店頭での容器包装廃棄物の拠点回収等の回収場所の拡充を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 **（法第8条第2項第3号）**

分別収集に係る市民負担、収集運搬の体制、選別施設の整備状況等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分は下表のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		か ん
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	び ん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボールの容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油等を充てんするためのもの		ペットボトル

８ 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第８条第２項第４号)

(単位：t／年)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	181		176		172		168		164	
主としてアルミ製の容器	366		387		409		432		457	
無色のガラス製容器	457		441		426		411		397	
	0	457	0	441	0	426	0	411	0	397
茶色のガラス製容器	333		323		313		303		294	
	0	333	0	323	0	313	0	303	0	294
その他のガラス製容器	369		369		369		369		369	
	369	0	369	0	369	0	369	0	369	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	12		12		12		12		12	
主として段ボール製の容器	1,214		1,325		1,446		1,578		1,723	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	786		810		835		861		888	
	786	0	810	0	835	0	861	0	888	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うち白色トレイ)	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※2段書きの場合 上段:合計、下段左側:協会引渡量、下段右側:独自処理量										

９ 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度の量の見込みについては、過去５年間（平成２９年度～令和３年度）の収集実績の平均増減率を算出し、令和３年度の実績量に平均増減率を乗じて令和４年度の推計量を算出した。令和５年度以降についても同様に、前年度の推計量に平均増減率を乗じ算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・ 保管等段階
金属	スチール製容器	かん	委託業者による 定期収集 (地域住民等で 組織する集団が 実施する資源回 収) 委託業者による 定期収集	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	びん		(集団資源回 収分は民間業 者)
	茶色ガラス製容器			
	その他のガラス製 容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック		古紙問屋
	段ボール	段ボール		
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル		委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現行の施設体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	かん	プラスチック コンテナ	平ボディ 車	市資源選別 センター
	アルミ製容器				
ガラス	無色ガラス製容器	びん			
	茶色ガラス製容器				
	その他のガラス製 容器				
紙類	飲料用紙容器	紙パック	ひもで縛る	平ボディ 車	古紙問屋へ 直接搬入
	段ボール	段ボール			
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ	平ボディ 車	市資源選別 センター

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

春日部市ごみ減量化・資源化等推進審議会において、一般廃棄物の減量化、資源化等に関する事項を調査審議し、適正な廃棄物行政の施策を推進する。